

会 議 録

会議の名称		令和 2 年度第 1 回つくば市情報公開・個人情報保護審査会		
開催日時		令和 2 年 6 月 24 日（水） 開会 10:00 閉会 11:50		
開催場所		つくば市役所 2 階 職員研修室 1		
事務局（担当課）		総務部総務課		
出席者	委員	横田委員（会長）、磯山委員、川島委員、中田委員		
	事務局	篠塚総務部長、中泉総務部次長兼総務課長、中村総務課長補佐、吉岡係長、渡邊係長、飯島主査、大下主任、高橋主任、田中主事		
公開・非公開の別		☒ 公開 ☐ 非公開 ☐ 一部公開	傍聴者数	0 名
非公開の場合はその理由				
議題		特定個人情報保護評価書に係る答申について		
会議次第	1 開会 2 総務部長挨拶 3 特定個人情報保護評価書に係る答申について （１）AI-OCRの導入に関する部分 （２）個人住民税の賦課に関する事務（重点項目評価書） （３）固定資産税台帳管理に関する事務（重点項目評価書） （４）市税の収納及び滞納整理に関する事務（重点項目評価書） （５）健康管理（健康増進法）に関する事務（重点項目評価書） （６）介護保険に関する事務（重点項目評価書） （７）住民基本台帳に関する事務（全項目評価書） （８）国民健康保険に関する事務（重点項目評価書） （９）後期高齢者医療に関する事務（重点項目評価書）			

様式第 1 号

4	その他
5	閉会

1 開会

事務局（中村補佐）：それでは、ただいまから令和 2 年度第 1 回つくば市情報公開・個人情報保護審査会を開会いたします。本日は、お忙しいところ御出席いただき、ありがとうございます。進行をさせていただきます総務課中村です。よろしくお願いいたします。

まず、総務部長の篠塚より挨拶をさせていただきます。

2 総務部長挨拶

〔総務部長挨拶〕

篠塚部長：引き続きまして、新年度となり職員の異動がございましたので、私の方から職員を御紹介させていただきます。

〔職員紹介〕

篠塚部長：以上となります。1 年間どうぞよろしくお願いいたします。

事務局（中村補佐）：篠塚部長は、公務のため、ここで退席をさせていただきます。

今回の審査会では、前回までの審査会の答申について審議していただきたいと思います。次第に従って進めまして、正午の終了を予定しております。限られたお時間ではありますが、よろしくお願いいたします。

また、本日の資料につきましては、事前の送付いたしました二つのつづりとなります。

それでは、以降の議事進行は、座長の横田会長にお願いいたします。

3 特定個人情報保護評価書に係る答申について

座長：皆さん、おはようございます。コロナの影響でかなり時間がたちましたが、審議の方を進めていきたいと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、審議に入ります。

本日の委員の出席数は4名ということで、本審査会の開催要件である委員数7名の半数以上の出席を満たしており、会は成立しております。

また、本審査会は、つくば市附属機関の会議及び懇談会等の公開に関する条例第4条に規定する非公開とすることができる会議には該当しないため、配付資料及び会議録を含め、公開として進めてまいります。

それでは、答申について審議に入ります。

まず、事務局の方から説明をお願いいたします。

事務局（田中主事）：総務課の田中です。説明をさせていただきます。

今回の審査会の進め方について説明をいたします。

今回の審査会では、令和元年度第3回から第5回までの計3回の審査会で審議していただいた特定個人情報保護評価書に係る答申について、審議をしていただきます。

事前資料として、委員の皆様にご記入いただきました報告書を集約したものと、平成27年度に特定個人情報保護評価書を作成した際の答申を送付させていただきました。

今回の再実施につきましても、答申を作成し、担当課にて、その答申を基に記載の修正を検討する必要があるがございますので、答申を作成いただきたいと思います。

座長：答申の形式については、以前の審査会で、それぞれの評価書ごとに答申を作成するということでしたので、評価書ごとに答申書の結論の部分の検討を行っていききたいと思います。

今回の評価結果を確認する前に一つ説明させていただきます。今回、どこ

を審査するかということ、参考送付資料の1ページ目の一番下に、これは平成27年度の答申になりますが、「2 審査会の結論」というところがあります。そこには、「上記の重点項目評価書は、特定個人情報保護評価指針の審査の観点に照らし、適合性及び妥当性ともにおおむね基準を満たしていると判断するが、別紙の意見を参照し評価書記載内容の充実にさらに努めることを期待したい」とあります。ここの結論について、いろいろとこの審査会で検討していくことになります。全て、最後にこのように皆様の意見を添付した上での答申ということになっておりますので、今回もそれに倣ってやっていくということであります。

今まで皆さんに出していただいた評価結果を確認しますと、別紙1でいろいろまとめてありますが、ほとんどが○や△という評価になっております。

答申書の結論の項目は、基本的には、今読んだ前回の答申をベースにして、特に意見を付す必要のある部分について追記していきます。今読んだこの審査会の結論に何かを追加するか、このままでいいか、そういう形で審議を進めていきたいと思いますが、そのような方法でよろしいでしょうか。

〔「いいです」と呼ぶ者あり〕

座長：よろしければ、答申の審議に移りたいと思います。

まず（1）AI-OCRの導入に関する部分になりますが、こちらは、その後の（2）個人住民税の賦課に関する事務、（3）固定資産税台帳管理に関する事務、（6）介護保険に関する事務、（8）国民健康保険に関する事務の四つの評価書の答申に共通にまたがって記載されるものになるので、最初に（2）から（9）までの答申案を作成して、最後にAI-OCRの部分の審議を行って、関連する評価書の答申案の末尾に追記するという形で進めたいと思います。

それでは最初に、（2）個人住民税の賦課に関する事務ということで審議します。

この評価書の答申に追記する内容、変更する内容というのがあるかどうか

なのですが、結局、答申の最後にこの別紙を付けるということなので、審査会の結論部分に何か追記したり、変更したり、そういう必要があるかということになります。

(2)に関しては、委員の皆様の御意見を見てみますと、おおむね○や△という評価をいただいております。その中で改善が必要な点というのは、全部読めば分かるのですが、主な意見をここで読み上げてしまいます。例えば、①再委託を行う場合の具体的条件を明確に記載した方がよい、②リスクに対する措置内容についてはできる限り具体的に記載すべき、③ハードディスク廃棄時の処理について詳細に記載してほしいとか、このような意見が挙げられています。

今回の答申は、これらの特に改善してもらおう点を具体的に示した上で、適合性、妥当性ともにおおむね基準を満たしているというふうに判断するが、別紙の意見を参照し、特に今読み上げた①、②、③、例えば、再委託する場合の条件を明確にしてほしいとか、リスクをできるだけ具体的に記載すべきとか、ハードディスク廃棄後の処理、この①、②、③の点を改善し、評価書記載内容の充実にさらに努めることを期待したい、これは例ですが、他に何か御意見があればお願いしたいと思います。

前の画面に出ていますので、これはどこを変えた方がいいとか、ここをこう書いた方がいいとか御意見を頂ければ、ありがたいと思います。

お願いします。川島先生。

川島委員：川島です。よろしくお願いします。

今、案として出ている三つについて、私がどういう感覚でこれを受け止めたかという、まず、③のハードディスクの廃棄時というのは、市役所の中のどこかにあるハードディスクを物理的に捨てるという、極めて明示的な事象です。廃棄するとき、どう廃棄するか。ですから、これはかなり特定できる条件付けだと思います。

それに比べると、その次に限定性が高いのは、恐らく①の再委託だと思います。これは契約事項だから、委託契約書ができるとか、相手が誰か、いつかというのは分かります。

ただ、市役所の外部に物理的でない状態の情報だけを転送するとか、ハードディスク関連以外の様々な再委託があり得ます。ですから、恐らく③よりも①の方が、その条件付けの幅が広いと思います。

さらに、②になると、このリスクの定義をどこまで範囲として含むかということによって、幅がいろいろあると思います。ここの評価書の中で言われるこのリスクという視点からは、私の感覚では、②が一番広い解釈がありうると思います。内部の職員が職員間で情報を明け渡したり、職員がパソコンを見たりということも全部含まれるので、②が実は改善ポイントが一番多くあると思います。

それがこの三つの案に対する私の受け止め方です。また、私自身が一番気になったのは、AI-OCR についてです。AI-OCR 自体は、今までも市役所の事務作業の中に部分的に入っているのですが、OCR で読み取ったものを文字化・数字化して、それを蓄積して AI が判断するという部分に関連する個人情報保護の審査をやっているのは、他を調べていないから、確かではないのですが、今、日本で初めてここでやっていると思います。つまり、この審査会が前例をつくる可能性があるという意味で、AI-OCR をどう扱うかについて、私は慎重に扱うべきと感じています。

なぜかという、特にこの AI による判断は再委託であり、リスクもあって、なおかつ外側に情報が出る。また、つくば市内の個人に関する情報だけが分離されて完全に扱えれば良いのですが、AI は、つくば市役所からであろうと、どこの市役所からであろうと、情報をできるだけたくさん収集して、そこから一定の統計的判断をすると思うので、当然情報収集量は大きい方が良い。AI としては、つくば市からのデータも他の主体からのデータも全部ミックス

させた方が、分析効果が出る場合が想定されます。モザイク効果と言われているのですが、つくば市からのデータだけでは個人を特定できなくても他のデータと付き合わせると個人を特定できてしまうというリスクが発生する恐れがあって、私はAIについてはかなり厳しく書いてしまったような気がします。

そのように考えてみた上で、もう一回この①から③について振り返ってみると、③による条件付けは、①と②の条件付けを明確にした時点でそれらに包含されてしまうので、①と②をどう考えるかということになると思います。②といった場合には、条件付けの幅はすごく広がります。リスクの幅が、全てに掛かってしまうような気がするので、現実的に考えると、この三択でいうと、私は①の条件付けではないかなという気がします。

なぜかという、市役所の職員には、個人情報の取り扱いに関して罰則規定がかかっていますから、罰則のレベルが明確で、辞職しなくてはならない場合もあります。委託契約の場合には、もちろん受託企業のレピュテーションが悪くなって会社が潰れるかもしれませんが、委託契約の条件の書き方について曖昧であれば、相手は許されてしまいます。神奈川県ハードディスクが売られてしまったことについては、あれを事前の契約では防ぎきれていないという事実があるので、やはり委託の仕方の条件付けについての制度というか、契約時に、受託者の方が倫理的で誠実な行動をするように仕向ける明確なルールが必要なのではないかと思います。最近のいろいろな世の中の事故から見るとそこが一番心配です。

AI-OCRというのは、基本的に外部委託なので①に含まれますが、②の場合、これはちょっと曖昧で、この措置内容の範囲がどこまでやるのかという議論を起こしてしまって、改善するポイントが非常に散漫になってしまうおそれがあると思いましたので、三択という限定で考えると①ではないかと私は思いました。

以上です。

座長：今の先生の御意見は、どれか一つというのではなくて、②は入れても、何か曖昧になるので、むしろ削除した方が良いという御意見ですか。

川島委員：そうです。②を入れると、事務局は大変ではないかと思います。また、この審議会の助言としての改善内容自体の具体性が少し乏しいので、②は曖昧だなと思いますね。

座長：曖昧過ぎて、入れるのにどうかという御意見ですね。

川島委員：②は、言ってみれば、全部改善しろみたいな響きを持っていますので。

座長：なるほど。③についてもう一度よろしいですか。

川島委員：③については、当たり前の対策となっていると考えますので、この場で議論しなくてもいいのではないかと思います。

座長：特に、ここに記載しなくてもやるということですか。

川島委員：今、神奈川県であれだけ事件になっているので、わざわざ記載しなくても、これは当然やられると思います。

座長：なるほど。そうすると、結局①がやっぱり重要になるし、ポイントとしてはそれに絞った方が、むしろ良いのではないのかという御意見としてお伺いしてよろしいでしょうか。

川島委員：はい。

座長：磯山先生は、どういうふうにお考えですか。

磯山委員：リスクに対する措置内容って、全般的といえば全般的ですが、意見としては結構出ている感じがあります。これ自体がこのレベルまでという基準には多分ならないとは思いますが、今の状態よりはもうちょっと具体的にしているようなニュアンスのものであれば、入れていただいても良いのかなという感じはします。

どこまでやりなさいという基準まで出すのは、少し難しいとは思いますが、

意見が出ているのは事実でしょうから、少なくとも、今のものは改善の余地があるのではないかという意味で入れる程度であれば良いと思います。③は、確かに具体的なものなので、①、②のどちらかを入れれば、そこに含まれてくるでしょうから、あえて入れる必要まではないと思います。

多分、その結論を出しても、結局は抽象的な言い方のものにはならざるを得ないので、①、②程度のものであれば、両方入れる形でも良いのかなと、個人的には考えたところです。

座長：確かに、②は幅が広がってしまうので、②ももちろん入れますが、特に①を強調するというような記載にするか、それとももう並列的でよろしいでしょうか。川島先生の御意見も入れつつ、特に①をというように形で強弱をつける方法とか、いろいろあるとは思いますが。

磯山委員：そこはどちらでも結構です。

座長：中田先生は、どうですか。

中田委員：今後のことなので、並列で良いと思います。

座長：川島先生、それで良いですか。

川島委員：はい。どちらでも結構です。

座長：では、③は一応削除という方向でよろしいですか。

磯山委員：入れないにしても、①、②の方に含まれてくる形になるでしょう。

座長：では、①、②ということで。AI-OCR についてはどうしましょう。他の部分にも掛かってくる形になるわけですが、最後にこの AI-OCR の議論をして、それぞれ書き加える余地はあるという前提で進めていく形でよろしいですかね。それとも、AI-OCR から先に検討するというのも一つだと思うのですが、川島先生、どちらが議論しやすいですか。

川島委員：議論を進めるためには、例えば①の中に再委託を行う場合の具体的な条件を盛り込んでしまうのはどうでしょう。「特に AI-OCR 関連の再委託を行う場合には明確に記載した方がよい」とか。あまりに限定した書き方になっ

ては、他が緩んでしまうと逆効果かもしれませんが。

座長：それは明確に記載した方が良いという形で入れて行きますか。AI-OCRについて議論した後で、また振り返るのも一つなのかと思います。

川島委員：そうですね。

座長：今の段階では、このような形でよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

川島委員：この文面について、もう一個コメントを差し上げて良いですか。

座長：はい。お願いします。

川島委員：アンダーラインのところに①と②が入るということですか。

座長：そういうことになると思います。

川島委員：この種の文章を作るときに、いつまでなのかという時間の概念と、「充実」というのは一体どの程度なのかという、程度の概念の曖昧性が、行政の文章の場合は特に目立ちます。

努めることの期限と、「充実に」、「更に」という度合いについては、本当にこれで理解可能なのかと私はいつも思っています。よくある意気込みだけの文章のような、最大限の努力を、鋭意を持って進めるみたいな表現は全く意味を成していないと思います。

ですから、誰が、具体的に、いつ、どの程度という5W1Hの含まれていない文章はあまり意味がないので、「更に」とか、「充実に」という表現が、本当に、この市の審査会の審査結果として妥当なのかと思います。

座長：この点でいかがでしょう。期限などについては、どういうふうに考えればよろしいですかね。

事務局（田中主事）：この答申を踏まえた今後の担当課での作業について説明をさせていただきます。

答申を頂きましたら、その答申を、評価書を作成した担当課に送らせていただき、担当課の方で答申を踏まえて修正を行います。そして、修正したも

のを、最終的に個人情報保護委員会で公開いたします。期限としては、この答申を頂きまして、公開をするまでに修正を行うことになります。

川島委員：では、もう数カ月後には修正されるということですね。

事務局（田中主事）：そうです。

川島委員：なるほど。明示してあるので、そこは明らかなのですね。

事務局（田中主事）：はい。答申を踏まえて修正を行うことは決まっております。

座長：では、期限は、この程度で大丈夫という理解で良いですね。

事務局（田中主事）：はい、そうです。

川島委員：ありがとうございます。

座長：それでは、個人住民税の賦課に関する事務は、今書かれているとおりでよろしいでしょうか。

川島委員：少し細かいことで、書きぶりだけなのですが、「再委託を行う場合の具体的条件、特に AI-OCR 関連の委託及び再委託を行う条件については明確に」という部分について、「特に」が強調され過ぎると、「特に」さえこなせば後が曖昧になるおそれがあると思います。表現として適切かどうかちょっと分からないのですが、例えば「具体的条件」の後のところを括弧にして、あくまで例示として、具体的条件（特に AI-OCR 関連の～）という表現でどうですか。

私が気になっていたのは、AI が特筆されて表に出てしまうと、AI 関連だけ対応すれば、他の再委託についての具体的条件については明確に記載する要請があまりないのかなと思われてしまうので、AI は特に重要なのですが、再委託全体について明確に条件を付けてほしいという趣旨です。

座長：そうすると、そこまでは強調されないという感じになりますよね。

川島委員：そうですね。先ほどよりは強調されないので、あくまで、特にその中の一つというふうに読めるかなと思います。全体の中の濃淡がついている感

じで、代表選手だけ頑張っただけという感じにはならないかなと。

座長：なるほど。では、このような形でどうでしょうか。他の委員の方も大丈夫ですか。

磯山委員：とりあえず、後でまた AI-OCR を審議するので、そのときの表現もフィードバックした形でやるようにしましょう。

座長：分かりました。個人住民税の賦課に関する事務については、とりあえずここまでしておきます。

次に行きます。次は、固定資産台帳管理に関する事務です。

これも同じように、まとめてみました。

①は、同じですね。再委託を行う場合の具体的条件を明確に記載した方がよい。②も同じですね。リスクに対する措置内容については、できる限り具体的に記載すべき。（２）とほぼ同様かと思います。

①、②について議論を進めてしまって良いのか、それとも追加することがあるかどうかなんですが、何か気付いたところがあれば、御意見を頂ければと思います。

磯山委員：書き方としては、先ほどと同じような感じですよ。具体的な中身は多少変わってくるのかもしれませんが、あえてそこまで細かく書かないということであれば、先ほどと同じような書き方で良いのではないかと思います。

座長：いかがでしょうか。中田委員、お願いします。

中田委員：中田です。今は（３）の話ですよ。先ほどの（２）とも共通するので、遑って申し訳ないのですが、（２）、（３）に関しては、特記事項で、その他特筆すべき事項がある場合に、項目立ての定型化、表現の共通化がなされると他と比較しやすいという話が出ていますが、（４）以降だと、それが意見としてはないところもあります。（２）と（３）に関してはまとめのところに加えていただけると、評価書の記載内容の充実につながるので、入れたら

良いのではないかなとは思いますが、少し個別的過ぎますかね。

座長：すみません。もうちょっと具体的にお願いします。

中田委員：（２）、（３）の、個人住民税と固定資産税台帳管理に関しては、特筆すべきところを、他の所と違う形で項目立て化、定型化した方が良いということが書いてありました。こういうのを入れておくと、全部一緒になるよりは良いような気がするということです。

これを挙げておけば、例えば今後何年間にわたって、市の方でいろいろ改善していくに当たって、気に掛けるようになるのではないかと思います。

座長：最後の特筆すべき事項について、入れても良いのではないかという御意見ですが、いかがでしょうか。

川島委員：今の中田委員の御指摘の特記事項の項目立ての共通化、これは固定資産税と先ほどの個人住民税以外には当てはまらないですか。私がそこだけ気が付いて、他を書いていなかったりする可能性もあるので、もし他にも当てはまるなら、統一した方が良いのではないかと思います。

座長：いかがですか、今のこの内容、項目立てについては全部共通なのかということですが。

磯山委員：これは、ある意味、全体に共通の話にはなと思います。

中田委員：共通化というか、一般的な話になってしまいます。あえて入れなくても、それはもちろん良いのですが。

座長：他との差を何か付けた方が良いのではないかというところですね。

中田委員：そういう意味だったのですが、定型化、共通化という話であれば、これはもうどれにも通用する話なので、入れなければ、入れなくても良いです。

川島委員：税に関する情報という意味では、恐らく行政の中でのリスク感覚が一段アップしているので、そこについて、特に今の御指摘の特記事項としての共通性もあえて強調するという論拠は作れるとは思いますが。

これに関連するもので、結局リスク対策をいろいろするじゃないですか、

個人情報を見えないようにするとか、何か資格を取ってくださいとか、研修してくださいとか。それを一体誰がやるべきなのかということについて、必ずしもはっきりとしてなかったと思います。行政の中ではある程度、意味しているところが分かるのかもしれませんが、主語のない表現が結構多かったもので、もし書ける部分があるのであれば、主語を書いた方が良いのではないかと思います。

組織が変わったり、人が変わったりすると、もともと規定していたリスクを誰が担当するかというのが、必ずしも明確に引き継がれるかどうかよく分からないというのもあって、その辺の曖昧性、誰が責任主体なのかということに対するリスク関連の記述における書き方については注意を要するという意味で、私は確か書いた覚えがあります。

座長：どちらかというと、②の内容的なものですか。

川島委員：そうですね。②全体ですね。

座長：主体をはっきりしてほしいというところでしょうか。

今の川島先生の御意見をまとめると。具体的に記載すべきところも、その責任主体が明確になるようにというところですかね。

これは書き加えた方が、よろしいですかね。記載すべきというところの後ろに、その責任主体が誰なのかという事を各メニューに記載すべきであると付加した方が良いかどうかなんですが、川島先生はいかがでしょうか。

川島委員：行政文書の場合、あえて書かずに、意図的に同床異夢にする場合もあり得るのですが、その意図が積極的な意味を持たない限り、私は、リスクについては明示した方が将来の問題も防げると思います。

座長：確かに、そういうふう具体的に書いた方が、何かぼんやりしたものが、かなりはっきりしてくるので、答申という感じになりますよね。

中田委員はどうですか。

中田委員：付け加えて良いと思っています。

座長：磯山委員は、どうですか。

磯山委員：入れていただいても良いという感じはします。

座長：また最後、やっぱり変更になるかもしれないので、とりあえず今のままで、それを加えた形で良いですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

座長：現段階では、リスクに対する措置内容については、誰が責任主体なのかということ、できるだけ明示的及び具体的にすることですが、責任主体のみの話ではないのですよね。

川島委員：そうですね。

中田委員：一つの例示ですからね。

座長：例示ですね。リスクに対する措置内容、責任主体をはっきりするというだけでは、AI-OCR 関連と同じように、責任主体だけをはっきりすれば良いのではないかということになってしまいますので、他もしっかり具体的にやるべきですが、特に責任主体が誰かということ、同じような表現で例示したい。

川島委員：措置内容の次に括弧を持ってくれば良いのではないですか。

中田委員：措置内容については、具体的に記載すべきで、括弧で「例えば」という感じでいかがでしょう。

座長：「リスクに対する措置内容を具体的に記載すべき（例えば誰が責任主体であるか等）の点を改善し」、こんな形で一旦置いておいてよろしいですか。

川島委員：「の」も要らないですね。「すべき点」ですかね。

措置内容の次に持ってきた方が明確かなと思ったのですが、そうでもないですか。

最後のところ、「すべき等」は要らないのではないですか。

座長：要らないです。あるいは、「記載するなど」でも、どちらでも。

どうでしょう、何か意見をお願いします。これでよろしいですか。

中田委員：良いのではないですか。

座長：よろしいですか。また最後に、一度見直しますので。

では、（３）の固定資産税台帳管理に関する事務については、ここまでにしておきまして、次に（４）市税の収納及び滞納整理に関する事務に移りたいと思います。これについても同じような形になってくるのですが、おおむね○や△の評価をもらっています。

この付言を見ますと、幾つか御意見が出ているようですが、この中に入れ込むか、あるいは、平成 27 年度にやった答申のとおりのもので終わらせるかというところです。

これを読んでみると、目的外の入手が行われるリスクについては、連携を許す法令等の「等」は何か具体的に明記されたいとか、システムや人的作業ごとに記載すべきとすれば、十分でないなどの御意見があります。

川島委員：私が気にしたのは、あえてこれだけ書かないと、書かないことの意味が出てきてしまうので、他で書いていることについては、ここの税については注意しなくても良いというメッセージがあり得るので、そこは本当に大丈夫かというそこだけです。

座長：そうですね。何も書かなければ、特に問題なしみたいな雰囲気になってしまうところをどうするかというところです。ここに別紙 4－1 に書かれているような御意見が出ているのですが、これを盛り込む必要があるかどうかです。

川島委員：ここは、AI-OCR は関わるのですか。

事務局（田中主事）：AI-OCR は四つに関わってきます。今回の（４）には関わってきません。

座長：四つに関わってくるから、AI-OCR を最後にやって、もう一回フィードバックする形になっていくと思います。同じように、この答申の内容に盛り込んでいく形になるのかなと。

様式第 1 号

川島委員：ディテールはよく分からないですが、バランス感覚だけはそろえておいた方が良くないかと思いました。

座長：例えばどういう感じですかね。

川島委員：この内容については、何も書かないと、(4)についてはかえって注意しなくて良いことになってしまうので、特に意図がないのであれば、同じように書いておいた方が良くないかと思いました。

座長：なるほど。その前の二つと同じように書いておいた方が良くないかということかと。

川島委員：ええ。

座長：何も書かないと、オーケーという形になるので、書かないよりは、前と同じような形にした方が良くないかということですが、中田委員、どうですか。

中田委員：確かに、ずっと見ていて、そこだけ書いていなければ、少し違いが出ていると思ってしまうので、もし今回のところにも当てはまるのであれば、書いておいても良くないかということですが、特別にそれが問題になるという話でなければ、それで良くないかと思いますが

座長：これは問題にならないですね。

中田委員：だからといって、この添付されている資料の他のところはどうでも良いという話ではないわけですが、注意点としては、そこを集中的に見てくれという話でしょうから。

座長：この市税の収滞納に関する事務にも、これは共通しますよね。再委託を行う場合の具体的条件を明確にし、またリスクに対する措置内容、例えば誰が責任主体であるか等については具体的に記載するなど、というのを入れると。AI-OCR はないにしても、これは前の二つと共通していますよね。

事務局（田中主事）：この市税の収納及び滞納整理に関する事務に関しまして、再委託の項目はございまして、別紙 4-1 の左にあります 3 番のところ

に書いてございます。委託に関しての記載は具体的かという項目がございまして、再委託の評価が入っており、委員の方からは、皆様に○を頂いている状態になっております。

川島委員：そこは、必ずしも個別の評価表との整合性を問われなくても、この委員会の場で個別の評価書に基づいて、最終審議で改めて考え方が整理されるということもあり得る話ですよね。

事務局（田中主事）：そのようなこともあると考えております。

座長：では、入れる方向でどうでしょうか。磯山委員。

磯山委員：はい。

座長：では、また後で確認したいとは思いますが、収滞納に関する事務についても、同じようにこのような答申案とすることにします。

次に行きます。健康管理に関する事務ですね。これが別紙 5－1、2 になりますが、おおむね○や△の評価です。

これについても、前の収滞納と同じような形にしてよろしいでしょうか。何か特にここは違うぞとか、個別性を持たせるとかありましたら、御意見の方をお願いします。

大丈夫ですか。

〔「よろしいかと思います」と呼ぶ者あり〕

座長：では、健康管理に関してはこれでお願いいたします。

次に、介護保険に関する事務です。

これは別紙 6－1、2 になりますが、同じような状況ですね。これは AI-OCR が関わってきます。

磯山委員：これも同じような感じですかね。

座長：では、最初の二つと同じように、AI-OCR に関わる例示をお願いします。

6 番は、介護保険に関する事務についてはそのようになりますが、これでよろしいですか。特に御意見はありますか。

川島先生、大丈夫ですか。

川島委員：はい。

座長：では、介護保険に関する事務は、こうしておきます。

次に、住民基本台帳に関する事務になります。

これは、別紙の 7－1 から 7－4 までですね。今までと同じ内容に加えて、前に書かれているように、リスク対策の強化の観点から外部監査導入を検討すべきという、ちょっと個別的な御意見が出ております。

川島委員：これは多分、私が出した意見です。

座長：お願いします。

川島委員：実は、これは結構厳しい意見です。今までは内部監査ですよ。外部監査を入れるのって、やっぱり予算もかかるので、すぐにできないので。この住民基本台帳というのは、住民の基本的な情報の全てが分かる元帳のような点で、ここの管理がしっかりしていなかったら、もう市の信用は丸潰れですから、私は書くべきだと思っています。これは一番重要だと思うので、あえて外部監査というふうに入れてはいるのですが、多分、言ってもすぐに予算化はできない可能性が高いですよ。もう準備してあれば別ですけど、この意味で少し間合いを持って対応していただけるような答申内容の方が、現実的かなとは思います。

座長：そういう今のニュアンスの表現をしていくわけですね。具体的に、これを受けた担当課としては、今後検討していくしかないのでしょうか。

事務局（田中主事）：こちらの答申を頂きまして、担当課の方でどのように修正するかを検討するのですが、先ほど川島先生がおっしゃったように、すぐに記載して導入するということは、担当課の状態にもよりますが、恐らくは最初は難しいかもしれません。その場合でも、こちらの方を答申に書いていただいて、今後長期的に修正を検討していくというようなことを伝えていただく分には可能だと思われます。

川島委員：例えば、あえてこれについては書かなくても、別紙には書いてあるわけですね。それは、その担当課には伝わるわけですね。別紙に書いてあることって、答申に出ることと相手に対する要請の度合いが違うような気がするので、別紙に書いてあることがしっかりと担当課に個別に伝わって、対応意識を持ってくださるのであれば良いかと思います。これは書くと、逆に苦しい状態を作り過ぎかなと思います。私は自分で言いながら、外部監査をすぐに導入することは実際には厳しいので。お金も時間もかかるし、本当に良い外部の監査人でないと、しっかりとしたものがないので。

磯山委員：この中身自体は当然あった方が良いでしょうが、今回はあくまで評価書の適合性の話なので、具体的にどうするかに関しては、また別のところで議論していただいて、別紙には載っているわけですから、評価書としては外していただいても良いのかなと思います。

座長：答申には載せないで、この添付した書類で伝えるということですね。担当課の方は、本当にそれを検討していただきたいところですね。

では、答申としてはこのような形でよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

座長：次に参ります。次は、国民健康保険に関する事務です。

別紙でいきますと 8－1 から 2 ですね。これについても、ほぼ○や△という評価を頂いております。これについても状況は同じですかね。

AI-OCR も、関係がありますね。では、そういうことで、(2) (3) (6) と同じようにしたいと思います。

次に参ります。(9)の後期高齢者医療に関する事務になります。別紙 9－1 と 2 です。

これについても状況は同じようです。AI-OCR は関係ありません。同じ内容でよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

座長：では、（９）はAI-OCRなしのバージョンで、お願いいたします。

最後になりますが、一番大事な項目です。AI-OCRの導入に関する部分です。これは個人住民税、固定資産税台帳管理、介護保険、国民健康保険、この四つの事務に関わってくる部分であります。

もちろん別紙を添付するのですが、答申案としては、①AI-OCRが事務のどの部分に関わっているのかについて、AI-OCRの評価書もしくは関連する評価書に明記されていない。②AI-OCRに関わるシステム、専門的用語の具体的説明に乏しい。③読み込んだデータがAI側に5日間保存されることについて、自動的に削除されることの確実性、信頼性の確保について、具体的な説明がされていないことを追記することが案として考えられます。

恐らく川島先生だと思うので、意図の説明をもう一度お願いします。

川島委員：私は、情報化やAI化を進める意見の持ち主なので、基本的にはどんどんやってほしいという立場です。であるがゆえに、こういう新しいAIを使って事故が起これば、一気にそういう社会が進まなくなるので、私は未然にそれを防止しておきたい、そういう趣旨です。

AIが導入される業務において具体的にどういう情報が収集されて分析されるかというのは、具体的に書かれているわけではないので、今回の問題についてよく分かっているわけではないのですが、AIといった場合には、一般には、たくさんのデータを持ってきて、それが猫なのか犬なのかと言ったことを機械的に判別することなので、データの数の勝負なわけです。

そうすると、相手の事業者が何をやろうかと考えれば、別につくば市のデータであろうと土浦市のデータだろうと、市役所からのデータであろうと企業からのデータであろうと関係のありそうなデータを全部集めて、それを統計処理して、この場合はこっち、この場合はこっちというふうに人間的判断を代替してもらうということを考えるわけですね。

そうすると、データを5日間で削除すると言っていますが、これは本当に

守られるのかどうか疑問に思います。なぜなら、物理的にデータが削除されたという事を、我々には検証のしようがない。データはコピーもできるし、どこにでも隠せる。ですから、契約上よほど相手側の倫理的というか、誠実さを求めるような条件を付けておかないと、後で万が一何かが起こったときに、契約仕様書を作ったつくば市の能力が問われる、翻って、それを見ている我々の能力が問われます。同じ事例が他の自治体でも今後、多分出てくる。そうすると、必ず他の自治体でつくば市がどうやっているかを見てくるので、そのときに、つくば市としては確かにしっかりとやっていたねという参考例になるような書き方が必要だと、そういう趣旨です。

それから、ここの内容について説明すると、そもそもいろいろな事務があって、AI-OCR が関係するのがどの部分なのかということについて明記してほしい。多分、OCR で読んだものを向こうに渡して、自動判定してくれる仕組みですから、税の申告のような大量な同じ様式の書類が上がってくると思うのですが、どこからどこまでが AI に関わっているのかということが明示的でないといけない。AI に処理される情報を取り扱っている方々においては、しっかりとそのリスクを認識した上で具体的に対応していただきたいので、まず、どこからどこまでなのかというのが重要だと思っています。

それから、AI-OCR に関わるシステムにおいては、AI-OCR がどこまでどう影響しているのかよく分からない。事務としてどこまでなのかということと、情報コンピューターネットワークとしてどこまで相手から影響に及ぼされているのかということ。それから AI 側と私が言ったのは、データが物理的に向こうの会社の向こうの敷地の中の手元に置かれて、5 日間で削除と書いてある。契約ですから信用しないといけないのですが、それを丸ごと信じて大丈夫かな、とか。

座長：担保するものがないというか、何を見て信頼すれば良いのかというところですかね。

川島委員：はい。特に AI については、データをわざわざ捨てるということは、分析対象が小さくなってしまうので、削除までされないおそれもある。匿名化されて終わりで、データとしての価値は残されてしまう可能性もある。そこで削除といっているのは、つくば市のデータであるとか誰々のデータであるということは全部削除されたとしても、AI 的に利用したい価値の残っているデータは残されてしまうおそれがあると思います。私は、その辺を厳しく確認する必要があると思っているわけです。

悪質な受託者の場合、曖昧な契約書にして、市役所側に気づかれない範囲で利益を得ようと考えかねない部分です。決して責任を問われない形で、情報の良い所取りをしようと考えかねないと思います。ですから、自動的に削除ということについて懐疑的になっています。

これが本当だとすると、つくば市のデータだけで確かな判断ができる分析ができて、それが 5 日間で完了して、あとは捨てるということになりますが、その AI 分析からできた判断のアルゴリズムとか計算式が出てくるから、データを捨てても判断式自体は残ります。実際、翌年またデータを積み重ねてより大きなデータにして、つくば市のデータとしてのより大きな蓄積の中で分析した方が判断の精度は上がるので、当然捨てたいとは思わないと想定できます。

うがった見方かもしれませんが、そういう意識を持って、担当の方が契約書を書いてほしいと思っているのです。

座長：何か今の御意見に関してどうですか、中田委員。

中田委員：確かに、5 日間で削除する向こうのメリットというのはないですね。だから、実際にそれをやっているのかと言われれば、確かにうがった見方が出てきますので、そこをどうこちらでコントロールできるかというのは大切だとは思いますがね。お話を聞いて、そう思います。

座長：削除されることの確実性、信頼性って、全然イメージが湧かないのです

が、削除を本当にしたとか、どういうことでそれを確認できるのですか。

川島委員：完全にコピーできない状態のディスクを貸して、そのアクセスログ、誰がいつアクセスしたかを全部記録する。それを 5 日間たった時点で、誰と誰がアクセスして、コピーされていないということを確実に記録として確認し、その場で物理的に壊すのです。しかし、その過程の途中でモニターに写っている画面を撮影されたら終わりですから、やはり削除されて存在しない状態を確認することは実際には難しいですね。

これをやろうとしている人は、多分そこまで意識せず、相手の 5 日間の削除を信用しているでしょう。でも、本当ですかということを言われたときに、きっと、検証のしようがないと思います。

座長：確かに、そうですね。今後のお手本にもなってくるわけだから、もう少ししっかり意識してほしいところですね。

川島委員：だから、これは他の自治体でも多分同じことが起こって、同じような議論があると思うのですが、今まで自治体は、いろいろな IT 企業に払うべき以上に税金を払わされているケースがある。私は AI 関連の契約において慎重になる必要があると思っていて、曖昧に契約してしまうと、結果、市役所のデータはずっと企業側の手元に残ってしまう。それが自治体にとって非常に重要なデータだったりすると、今度はそのデータを買わなきゃいけない状態とか、それによって相手との契約をずっと継続しなきゃいけなくなるとか、不利な立場に追い込まれてしまう場合があるので、相手との技術能力の差が想定される場合の契約は、慎重に臨んだ方が良いです。

座長：この件に関しては、これからは重要になりますね。

川島委員：ですから、削除を本当にするなら、それで良いのですが、削除したという確認のしようがないので、私はどうしたら良いのかなと思っています。

座長：なるほど。磯山先生は、何かありますか。

磯山委員：技術的なところは分からないのですが、多分、今まで話していた書

き方に関しては、ここでも多分共通するとは思うので、それはそれでまず入れていただいて良いのかなとは思うのですよね。

さらに、AI-OCRの技術的な問題があるのであれば、その特有のリスクみたいなものと、それに対してはこういうふうに対応していますというようなところまで書いていただければと思います。AI-OCRに特有の、他のところにプラスアルファする部分があるのであれば、分かりやすく記載いただくという形でも良いかと思います。ちょっと技術的なところが分からないのですが、今聞いたお話だと、多分他のところ以上に気をつけなくてはならないところがあるようなので、その点に関しては、他のところにも増して、付加して記載いただく方が良いかなと思います。

座長：川島委員のお話で、契約をしっかりとってという御意見もありましたよね。契約が抜け穴だらけであってはいけないというところは感じましたね。

川島委員：従来、同じように、税のデータも決して市役所の中にとどまっておらず、外側の茨城計算センターとかの手元に渡って、その会社の職員が手元で扱っていますが、守秘義務協定とか契約上の制約で誠実になされています。それにも増して今回少しリスクが上がる、要するにデータ自体が価値の源泉になっています。蓄積されれば蓄積されるほど価値が出るので。

座長：そうですね。誰がお金を持っているかとか、資産家とかがすぐ分かってしまいますね。企業にも売れるし、幾らでも使える。

川島委員：ちょっと心配し過ぎなのかもしれませんが、もう少ししっかりと議論してほしいなという感じです。

私が説明を聞いたときに、AI-OCRを先駆的に導入します、新しい試みですが良いですよという感じに聞こえました。私も先駆的だというのは、確信を持って言えるのですが、ただ、それを使うことに伴うリスクに対して、契約上、守秘義務協定だけで本当に足りるのかということなのです。

磯山委員：この情報の契約などをするとき、こちらには契約内容がちゃんと理解できるような、技術的な職員というのはいらっしゃるのでしょうか。情報セキュリティ関係の専門家に近いような立場の方は。

川島委員：私は、情報政策課の方をよく知っているので、そちらの立場で言うと、ある程度の経験者がいますので、普通の自治体よりは技術的には確かな審査はしていると思います。

ただ、AI とか、最新のハッキングなどに対するリスク対策になると、これはまた違う技術的次元の世界なので、常に最新技術動向をウオッチしていないといけない。そう言った専門の方は外部にしかいないと思います。

今回の議論というのは、そのレベルの領域というか、今までのよりもリスクが高い領域なので、今までのものをやっている以上に、注意深く、契約に当たっての相手に対する履行責任というか、誠実な倫理的責任を求めなければいけないと思います。

座長：その辺の思いをどのように答申に盛り込むかですね。

川島委員：先ほど磯山委員がおっしゃられたように、今回の審査の中では、これ自体の特異性があると思います。これは個別の事項というよりも、全体に関わる AI に関するリスク対策として、十分にこの指摘点について留意されて措置されたいとか、そういうことが特筆されれば、私は別に書き方自体にはこだわりません。こういうところがすごく気になったので、しっかりと確認してほしいなということです。100%クリアにはならないと思いますが。

ただ、例えば同じ質問が市議会で質問されたとき、しっかりと答えられますかという意味です。AI の専門家の議員がいたとして、「契約書がこれだったら、こんなものは、幾らでも逃れられますよ。あなた方は、それで市民の財産である重要な情報を守っているのですか」という質問をされたときに。

座長：こういう議論を聞いていると、注意すべき点を中に盛り込むというよりも、下記の点に留意してというような形で、箇条書き的に書く方が分かりや

すいかもしれないですね。答申の中に一文入れ込むと、埋もれてしまう気がします。

川島委員：あるいは、答申の内容自体にあまり書くとかどいので、書かれていることを引用する形で、あまりくどくど書かずに「特に AI-OCR 関連の評価書の委員付言については、その指摘を十分に踏まえた上で具体的な対応をされたい」という形が良いと思います。

座長：「特に」というのは、やっぱり入れたいなと思います。今、川島委員がおっしゃったような、特にこの点、という形は入れたいのですが、どうでしょうか。

中田委員は、どうでしょう。この添付の書類に留意してという形でまとめてしまって良いのか、あるいは、答申の内容の中にもう少し具体的なことを入れ込んでいく方が良いのか。

中田委員：ここまでお話が出るぐらいなので、当然特異性があるというか、大事なことは分かります。今出た意見なども含めて、こういう話が出ましたよということは、お伝えはしたいところですね。もちろん担当者が常に考えていることであつたとしても、この場でも出たということで伝えておいた方が良い気がします。

座長：そうすると、土台はこの添付の書類のとおりですが、特に下記の点について留意していただきたいという形にしますか。

ここは強調したいという部分について、川島先生、何かありますか。

川島委員：①と③ですね。②は、ちょっと説明してくださいという話ですが、①と③は、要するにどこまでが AI に関わっている業務なのかということと、AI に渡されてしまったデータがきちんと 5 日後に削除されるのかということですね。

座長：「特に」と書くと、またこれだけがピックアップされても困るので、そことの兼ね合いですが、「下記の部分も含め」という記載が良いでしょうか。ま

ずは、これ全体の別紙を留意してほしいというような形にしておいて、特に下記の点に関して、①、②をピックアップして書いておくか。

川島委員：合体して書くとなると、特に今書いていただいている、AI-OCR 関連の委員の付言については、「下記事項を含む委員の意見に十分留意して取り組むべき」なのか、もう少し良い表現があれば良いのですが。

磯山委員：こちらの添付というのはどういう意味ですか。

座長：これを答申に添付するということです。

磯山委員：付言ということですよね。

事務局（吉岡係長）：はい。

磯山委員：そこが重複しているので、「下記事項を含む意見に十分留意して」でいかがでしょう。付言については、既に①、②も含めて十分留意してくださいということ書いているので。

これは、「特に」の前に、他のところで書いた表現も同じように入れるのでしょうか。

座長：そうです。全部入れます。

磯山委員：入れた上で「特に」という表現になるのですか。

川島委員：これ自体はまとめられないのですか。

磯山委員：他の部分には絡ませないで、これを AI-OCR のところだけに書くという形では駄目ですかね。

座長：個人住民税と固定資産税と介護保険と国民健康保険の四つの事務が AI-OCR 導入をするということなので、どうなのでしょう。

中田委員：関連するところだけに入れ込むという形ですか。

座長：入れ込むという提案ですが、もっと他に良いやり方があるのであれば、お願いします。

磯山委員：そうすると、AI-OCR の説明は個別にさせていただきましたが、評価書の方はそれだけの項目があるわけではないということですか。それでしたら、

それぞれ入れるしかないのでしょうか。

座長：全部に同じものを入れていくという形になるということです。

川島委員：2種類か3種類に分けられないのですか。ほとんど全部に重複している部分があるので、パターンを2種類か3種類にした方が、読む方は簡単ですよね。

座長：ただ、担当課に一つ一つ渡すわけですよね。だから、それぞれに書かないといけないのかと思います。

磯山委員：今回の答申を受けて、結局、各部署でまた直していただくわけですよね。その部署で直す際には同じような書き方をしていただいた方が、同じ対策を取っているということが分かるので、良いのかなと思います。

事務局（中泉次長）：それは、総務課から責任を持って指示します。

座長：では、それは伝えていただくようにお願いします。またばらばらになってしまったら意味がないので、みんなそろえる形でやっていただきたいという御意見です。

答申としては、AI-OCR の記述を下にプラスするという形になりますね。一つ一つチェックしていきたいと思いますが、まず、この個人住民税の賦課に関する事務ですね。「審査の観点に照らし、適合性及び妥当性ともにおおむね基準を満たしていると判断するが、別紙の意見を参照し、再委託を行う場合の具体的条件（特に AI-OCR 関連の再委託を行う条件）については明確に記載すること。また、リスクに対する措置内容（例えば誰が責任主体であるのか等）については具体的に記載するなど、評価書記載内容の充実に努めることを期待したい。また、特に AI-OCR 関連については、下記事項を含む委員付言に十分留意して取り組んでいただきたい。AI-OCR が事務やネットワークのどこからどこまで関わっているのかについて、AI-OCR の評価書もしくは関連する評価書に明記されたい。（2）読み込んだデータが AI 側に 5 日間保存されることについて、自動的に削除されることの確実性、信頼性の確保につ

いて、具体的な説明に努められたい」という答申。

川島委員：少し気が付いた点、良いですか。

座長：お願いします。

川島委員：再委託を行う場合の具体的条件ですが、AI-OCR は再委託ですか、委託ですか。全体の文脈の中で再委託が強められて出てしまいましたが、委託の先、孫請けみたいなのが再委託という概念だと思います。少しそこが気になりました。

座長：今、委託という文言も加えていますが、確かにその方が良いですね。

川島委員：その方が良いですよ。

座長：「委託及び再委託を行う場合の具体的条件」とします。

川島委員：あと、二つ目のパラグラフの「特に AI-OCR 関連について」は、「なお」の方が良いですかね。「特に」「特に」が二つ重なっているので、少しだけ気になりました。

座長：確かに、全体として「なお」の方が落ち着く感じがしますね。

川島委員：あと、上から 3 行目の「別紙の意見」は、「付言」のことですか。

座長：「別紙の付言を参照し」の方が、同じ言葉で良いかなと思いますね。

中田委員：そうですね。

座長：あと、念のためですが、一番上の評価指針は更新されていませんか、大丈夫ですか。

事務局（田中主事）：先日、こちらの方で、個人情報保護委員会のホームページを確認させていただきましたところ、公開されている状態はこのバージョンでしたので、最新のものだと思います。

（※後日、事務局で再確認したところ、平成 30 年 5 月 21 に改訂されていることが判明したため、答申の記述を合わせて訂正した。）

磯山委員：少し細かいですが、下と合わせて「別紙の委員付言」の方が良いと思います。

座長：「委員」をプラスします。このような形でよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

座長：それ以外の答申については、今のものに倣って修正していただくという形で願います。

それでは、これで令和 2 年度第 1 回情報公開及び個人情報保護審査会の答申といたします。

それでは、進行を事務局にお戻しします。

事務局（田中主事）：ありがとうございました。

それでは、次第の 4 その他について、今後の予定等を説明させていただきます。

4 その他

事務局（田中主事）：本日決定した答申につきましては、この後に、特定個人情報保護評価書の作成担当課に送付し、修正を検討させていただきます。そして修正したものを、内閣府の個人情報保護委員会のホームページにて公開させていただきます。

また、今回の資料と同時に、第 2 回審査会の資料を送付させていただきました。第 2 回審査会について、担当より説明させていただきます。

事務局（渡邊係長）：総務課の渡邊です。次回の審査会について御説明いたします。

次回の審査会は、1 月 30 日付け 31 総第 60 号諮問についての審議となります。

日程につきましては、7 月 8 日水曜日午前 10 時から、建物が隣のコミュニティ棟という建物になりまして、そちらの 3 階の会議室 A、B での開催となりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

また、昨日付けで、委員の皆様には開催通知と資料を送付させていただい

様式第 1 号

たのですが、第 3 回目も別の諮問がございまして、日程が 2 週連続になってしまつて大変申し訳ないのですが、7 月 13 日月曜日 10 時から、こちらも同じコミュニティ棟 3 階の会議室 A、B での開催となります。よろしくお願いいたします。

以上でございます。

事務局（中村補佐）：本日は、長時間にわたり御意見を頂き、ありがとうございます。今後の情報公開・個人情報保護審査会の適正な運用に、御理解と御協力を賜りますようお願いを申し上げます。

それでは、これをもちまして第 1 回つくば市情報公開・個人情報保護審査会を閉会いたします。

以上